

上天草市後期基本計画

(平成21年度～25年度)

“人”と“海”のふれあうまち



熊本県上天草市

目次

第3部 基本計画	1
第1章 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦	1
第1節 交流の活発化で進める教育・文化	1
第2節 各種連携での保健・医療の充実	4
第3節 人材活用による福祉の充実	6
第4節 合併効果を引き出す連携・交流の促進	10
第2章 生きがいある働き場づくりへの挑戦	12
第1節 海をテーマとしての産業振興	12
第3章 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦	16
第1節 都市基盤の整備	16
第2節 身近な単位での生活環境の整備	20
第3節 海の再生と自然環境の保全	22
第4節 行財政の新しい仕組みづくり	24
第4章 重点プロジェクト	26
第1節 医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想	26
第2節 高校生地元通学倍増構想	27
第3節 Uターン者受け入れ構想	28
第4節 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	29
第5節 産業開発創造構想	30
第6節 地場の特性を活かした企業誘致構想	31
第7節 “みず” から始める環境保全構想	32
第8節 域内30分圏構想	33
第9節 八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想	34
第10節 海洋保全・研究構想	35
第5章の1 13地区でのまちづくり	36
第1節 概要	36
第2節 主旨	36
第3節 組織・推進体制	36
第4節 地区で取組む事業および活動	37
第5節 事業の期間および助成金等	37
第6節 成果の発表と共有	37
第5章の2 13地区でのまちづくり	38
第1節 概要	38
第2節 主旨	38
第3節 組織・推進体制	38
第4節 地区で取組む事業および活動	38
第5節 事業の期間および助成金等	38
第6節 成果の発表と共有	38

第 3 部 基本計画

平成 21 年度から 25 年度の後期基本計画を以下のように定め、上天草市の行政施策を実現していく。

第 1 章 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦

第 1 節 交流の活発化で進める教育・文化

地域を支える人材の育成や地域への誇りを高めることは、地域運営の根幹である。4 町合併したその効果を活かし、多様な人材を、学校教育・社会教育・地域文化・スポーツの充実に取り組んでいく。

1 - 1 学校教育の充実

学校、家庭、地域との連携を密にし、教育力の向上を目指す。併せて図書蔵書数の増冊を進める。

学校の安全性・快適性のために必要な校舎・体育館の耐震対策を進める。

また、少子化に伴う学校の小規模化、過小規模化が進む中で子ども達の教育環境を整備しつつ、学校規模適正化に向けて取り組みを進める。

海の環境再生など、地域の特性を活かし、地域に学び地域で子どもたちを育む教育・環境教育を進める。

市内高校の再編計画については、魅力ある高校づくりを目指すことにより、既存高校存続に向けての要望活動を進め、地元通学率の向上を目指す。

さらに、県・大学の研究機関や企業の研修施設等と地元・高校との連携により、海を中心とする地域の特色を活かした学園地域形成を進める。

1 - 2 社会教育の充実

公民館・自治公民館の整備や公民館活動の支援によって、女性・青壮年・高齢者学級など生涯にわたる学習機会を多様に提供し、学校支援地域本部事業の推進、ボランティア体験活動により地域教育力の充実、家庭教育の推進を図る。

また、図書館利用者の満足度を高めるため蔵書冊数を増加し、学校図書と図書館の連携を図り、ボランティアグループによる読み聞かせの会等を通じ読書活動を推進する。

さらに、学校教育と密接な連携をとり、計画的、継続的に人権教育を推進し、明るく幸せに満ちた社会の実現に努める。

1 - 3 地域文化の振興

地域の歴史と文化を大切にするとともに、伝統的な行事の継承活動を支援していく。
指定文化財の保護活動にも取り組んでいく。また、考古学資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う学芸員の配置を進める。
文化ホールとしての機能や文化発信機能を併設した文教施設の検討を進る。
自主文化事業等を開催できるような地域文化ボランティアを組織化し支援していく。
国や県の文化推進事業を積極的に活用し、学校や、地域における文化活動の推進を図っていく。

1 - 4 スポーツ文化の振興

市民の健康増進やコミュニティ推進に役割を果たすスポーツ活動充実のために、既存施設のネットワーク化や専門施設の整備を進める。また、併せてスポーツ団体の交流による活動活発化を支援していく。
多種多様なスポーツに対応するため、体育指導委員会等の組織強化を図り、地域から多くの指導者を募集し、指導者バンクの設立を目指していく。
さらに、スポーツ合宿の誘致や天草パールラインマラソン大会への参加等による広域からの集客や、地域スポーツの振興を目指していく。
また、総合スポーツ大会を誘致開催することにより、競技力の向上、指導者の育成を図る。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 学校教育の充実	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校施設の整備（耐震性向上やユニバーサルデザインへの対応等） 教育内容向上のための学習環境の充実 学校規模適正化基本計画の推進 少人数学級への対応 学校図書を増冊 児童、生徒の安全確保のためのネットワークの推進
	地域性を活かした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人材や外国人教師を活かした総合的学習の推進・環境教育 学校運営協議会・学校評議員制度の活用 学校、家庭、地域と連携した食育推進の充実 地元食材を活かした学校給食の仕組みづくり 奨学金支給制度の充実 他地域児童・生徒との交流事業
	高等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市立上天草看護専門学校の看護大学への移行検討 市内高等学校の存続、地元通学率の向上
	海洋学園地域形成	<ul style="list-style-type: none"> 県水産研究センターや大学研究・研究機関等との連携・ネットワーク化
2. 社会教育の充実	地域教育力の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の整備と専門職員の配置 学校地域支援本部事業による地域教育力の充実
	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館の改修・整備支援と公民館活動の活性化 小学校の余裕教室の活用 市立図書館の充実 図書館のネットワーク化と司書の充実 女性、青壮年、高齢者等の各種学級講座の開催 市域類似団体間の交流事業 ボランティア活動の推進 家庭教育力の充実支援 人材育成の研修及び国際交流の支援 県立天草青年の家との連携
	人権教育	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の推進
3. 地域文化の振興	総合的振興	<ul style="list-style-type: none"> 総合文化祭の開催、団体間交流支援 文化協会の活動支援 文化ボランティア協力による自主文化事業の開催 文教施設、文化発信機能の充実
	旧町や地区の歴史顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 総合的学習との一体的取り組み等による歴史顕彰の推進 地区の祭りや伝統行事の継承活動の支援
	文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の保全、保護と学芸員の配置 文化財保護活動の充実
4. スポーツ文化の振興	総合的振興	<ul style="list-style-type: none"> 総合スポーツ大会（中体連・県体・ねんりんピック等）の誘致、開催、団体間交流支援
	スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い施設（弓道場・テニスコート等）の整備
	指導・推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の活動支援 スポーツ指導者の育成と確保
	スポーツ合宿等の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 複数のスポーツ施設をネットとしてのスポーツ合宿の誘致 広域との交流スポーツ行事の推進

第2節 各種連携での保健・医療の充実

健康保持は市民生活の基本であり、疾病の早期発見と普段の健康増進のための健診や指導・相談のシステム充実を、市内医療機関や保健所との連携と役割分担によって充実させていく。

とくに、上天草総合病院を核とした医療体制の高度化や救急医療の充実を広域との連携で進めていく。

2 - 1 健康づくりの推進

温暖な気候や健康によい海産物が豊富な地域特性を活かし、食生活などの生活習慣を見直すとともに、健康づくりの推進を図り、健康長寿の元気な地域づくりを目指す。

2 - 2 保健予防の推進

各種保健・健診事業の充実を進めるとともに、専門的な保健師の育成・人材確保など、健康相談の充実や健康づくり意識の向上を図る。

また、福祉部門との連携によって、生まれる前から高齢に至るまでの健康管理システムの確立を目指す。

2 - 3 日常医療の充実

上天草総合病院はじめ市内医療機関の連携を進め、日常医療の充実を図る。

特に、小児・周産期医療体制の充実及びかかりつけ医（ホームドクター）を推奨していく。

2 - 4 救急医療の充実

救急医療の充実が望まれることから、市内医療機関の連携によって、休日夜間の当番医制の充実を図る。

また、高次救急医療に関しては、広域的に連携して進めていく。さらに、高齢者など弱者に対しては、緊急通報システムの充実を図る。

2 - 5 国民健康保険事業の推進

国民皆保険の主旨に基づき、安心して医療が受けられるように、制度の運用を図る。

また、上天草総合病院や市内医療機関、保健・福祉との連携による各種健診・相談体制の充実など、普段の健康づくりと疾病発生の未然防止を図り、医療費軽減に努める。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 健康づくりの推進	健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康的な生活習慣の意識啓発 ・ ライフステージに応じた食育の推進 ・ 健康増進事業の充実 ・ 心の健康づくり支援事業の充実 ・ 市民健康フェスティバルの開催
	健康管理増進施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター等の整備
2. 保健予防の推進	保健・健診事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合健康診査・保健指導の充実 ・ 受診率の向上と健診項目の充実 ・ 各種予防接種事業の実施 ・ 健康管理情報システムの確立
	保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育の充実 ・ 健康相談の充実 ・ 個別家庭訪問による保健指導の充実
3. 日常医療の充実	小児・周産期医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医による乳幼児検診の実施 ・ 小児・周産期医療の地域連携の強化
	地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上天草総合病院と市内医療機関との連携強化 ・ 通院の利便性向上のための公共交通機関の整備
	へき地医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所の充実 ・ 上天草総合病院を核とした医師派遣
4. 救急医療の充実	救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日夜間当番医の委託事業 ・ 緊急通報システムの充実
5. 国民健康保険事業の推進	制度の適正運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険加入の徹底と納入促進
	医療費軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検、訪問指導体制の充実

第3節 人材活用による福祉の充実

福祉事務所を核に、各福祉関連施設の情報の円滑な入手・広報や福祉関係者間の人材交流によって、福祉全般に関わる施設・人材の有効活用を図っていく。

また、人材交流の活発化や市域の拡大を背景に新規の社会福祉法人の設立や福祉に係わるNPO（民間非営利団体）やボランティア活動育成など、民間活力を活かした福祉・施設サービスの充実を支援していく。とくに、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が地域で相互に支えあう地域福祉の充実を努める。

さらに、次世代育成支援対策法に基づく行動計画の活用を図っていく。

3 - 1 地域福祉の向上

市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合う地域福祉実現のために、各福祉機関と地域住民の協力のもとに行っていく。

とくに、民間活力を活かすためボランティアや社会福祉法人等の活動支援と福祉関連NPOの育成、要援護者の災害時・平常時における支援を推進していく。

また、基本目標は、心豊かなふれあいのまちづくり、利用者本位のサービスが受けられるまちづくり、健やかにいきいきと暮らせるまちづくり、安心して安全・快適に暮らせるまちづくりを進めていく。

さらには、多くの市民が利用する施設整備に関しては、幅広くユニバーサルデザインを推進していく

3 - 2 児童福祉の向上

子育て支援に関する各種制度を活用して、地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

子育て支援グループ・団体間の交流を促進することによって活動の活発化を図る。

3 - 3 高齢者福祉の向上

在宅介護支援センターの効率的運用を図る。

また、生活に密接な地区で、高齢者が子供との交流や地元の伝統行事・郷土料理の伝承など社会的な役割を果たすなかで、生きがいと健康を保てる在宅・地域福祉を進めていく。

とくに、緊急通報システム事業の充実を図り、災害弱者といわれる一人暮らしの高齢者の人達が安心して生活できるサービスを実現する。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1．地域福祉の向上	地域における支え合いの仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者支援計画による要援護者支援体制の整備 ・ 要援護者支援等の体制強化のため民生委員活動の充実 ・ 地域福祉活動計画による地区社会福祉協議会活動の推進 ・ 意識の醸成と地域福祉意識の啓発 ・ ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・ きめ細かな情報提供・相談支援体制の整備 ・ 地域における見守り・防犯活動の促進 ・ 社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備 ・ 空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備
	ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共公益施設及び公共空間の改修事業（地区住民による点検事業） ・ 情報・サービス等幅広い分野でのユニバーサルデザイン推進
2．児童福祉の向上	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当・児童扶養手当支給事業 ・ 子育て支援センターの充実、支援グループ間交流による活動活性化支援 ・ 子供交流イベントの実施
	保育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体等との連携した学童保育の充実 ・ 保育事業の推進（延長保育・休日保育等） ・ 保育所の適正化
3．高齢者福祉の向上	在宅福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援事業（配食・軽度生活援助事業） ・ 基幹型・地域型在宅介護支援センターの効率的運用
	福祉関連施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅改造への支援（助成・相談等） ・ 老人福祉センター等の整備と充実
	地域支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供達との交流事業促進 ・ シルバー人材センターの充実

3 - 4 障がい者・障がい児福祉の向上

障がい者・障がい児が安心、快適な暮らしづくりのため、障がいを持つ方も持たない方もお互いに尊重しあい、障がいを持つ方が抱える問題を市民全体の問題として認識し、自立に向けた様々な支援体制を進めるため、施設、事業所等人材の有効活用を図る。

また、ユニバーサルデザインのための各種公共施設・公共空間の点検・改善に取り組む。

3 - 5 ひとり親家庭等の福祉の向上

関係団体との連携や各種相談体制の充実によって、経済的自立をはじめ社会的な自立を支え、安定した家庭生活を支援していく

3 - 6 低所得者福祉への対応

専門的な生活相談・指導の体制の充実を図り、複雑多様化する個別事情に適切に対応していく。

その上で、各種援護措置の適切な運用を進め社会的自立の支援を進める。

また、既存公営住宅の一元的な入退去管理によって、安心して住める住宅の確保を進める。

3 - 7 介護保険への対応

地域における日常生活の継続を支援する体制を確立するために地域支援事業を推進すると共に要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止・予防を図り、要介護状態となっても自分の意思で自分らしい生活ができる環境の確立に取り組む。さらに、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立を進める。

3 - 8 少子高齢化への対応

次世代育成支援対策、老人保健福祉計画に沿って、総合的な少子化対策、高齢化対策に取り組む。

特に次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画を活用し、その計画に基づききめ細かな対応を図っていく。

一つに、学校終了後の小学校低学年の子どもの居場所を確保し、遊び場を提供する放課後学校（学童保育）の充実も図っていく。

3 - 9 年金事業の啓発

制度の普及啓発による対象者への適切な完全適用を進める。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
4．障がい者・障がい児福祉の向上	自立支援の推進	・ 自立支援給付・地域生活支援事業の推進
	相談体制づくり	・ 相談支援体制の充実
	各種制度の活用	・ 障害者医療費助成事業・手当制度の活用 ・ 各種割引制度等の活用
5．ひとり親家庭等の福祉の向上	支援の仕組みづくり	・ 市社協・市母子寡婦福祉連合会等との連携 ・ 民生児童委員等の相談体制の充実
	各種制度の活用	・ 医療費助成事業 ・ 各種福祉資金貸付制度の活用
6．低所得者福祉への対応	支援の仕組みづくり	・ 民生委員等の相談体制の充実
	各種制度の活用	・ 各種制度の有効・適正活用 ・ 市営住宅の入居斡旋
7．介護保険への対応	介護保険制度の円滑な実施のための体制づくり	・ 人材の確保 ・ 相談窓口の充実 ・ 地域密着型サービスの整備、拡充
	各関係機関との連携	・ 行政機関内部での連携 ・ 地域包括支援センターを中心としたネットワークの調整 ・ 保健、医療、福祉専門機関、各種協議会との連携 ・ 地域団体との連携
	認知症高齢者への対応	・ 認知症に関する正しい理解の促進 ・ 相談体制の整備 ・ 認知症高齢者及び介護者への支援
8．少子高齢化への対応	少子化対策	・ 次世代育成支援対策による市町村行動計画の活用 ・ 放課後学校（学童保育）の充実
	高齢化対策	・ 老人保健福祉計画の推進 ・ ねんりんピックの開催
	高齢者の交通安全対策	・ 高齢者に対する意識啓発活動の推進 ・ 高齢者に配慮した生活道路の整備
	交通安全教育の充実	・ 子ども、高齢者等に対する交通安全教育の推進 ・ 交通安全教育指導者等の育成および支援
9．年金事業の啓発	制度の周知	・ 未加入者の把握と加入相談の促進

第4節 合併効果を引き出す連携・交流の促進

市域内外での多様な交流活動の質・量的な転換は市民生活や産業活動に新しい可能性を開いていく。

地域内での各種情報の円滑な流れをつくり、地域人材や施設の有効な活用、相乗的な活動を波及させていく。

4 - 1 域外・県際・国際交流の推進

関東・関西・東海在住の上天草市出身者との交流を深め、国内・海外交流を進め人材の活性化を図る。さらに国立公園を活かした県境連携による地域の活性化を図る広域連携策の実施を行う。また、海を基盤とする本市の特徴を活かすためにも、環境保全・海の再生を基本する環有明海・環不知火海地域との交流を進めていく。

4 - 2 男女共同参画社会への対応

地域運営の基本として多様な人材がいかされることが必要であり、男女が社会の対等な構成員として、女性の登用率は国の目標比率を目指し、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が保たれ、よって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会の実現を進める。

4 - 3 地域情報の充実

高速通信網の整備を進めることによって、各種ネットワークシステムの有効活用を促進する。

また、電子自治体の構築を推進することにより市域内の人材や産物・各種施設等の地域情報を一元的に収集し、人材の結びつきを強化することで、市民の各種ニーズへの対応、さらに地域資源の有効活用を進めるなど情報・人材を組み合わせ調整を行う仕組みを整えていく。

具体的には、住民情報の電算化、電子申請の活用促進とネットワークの運用・活用を図る。

4 - 4 情報・通信環境の整備

テレビの難視聴地区解消のための共同アンテナ等の整備を進める。

地域間における情報量の格差を解消するための対策を進める。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 域外・ 県際・国際 交流の推進	地域出身者との 交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 関東・関西・東海方面の上天草市出身者との交流事業のなかで、本市農林水産物の直販推進や企業誘致等Uターン・Iターンの推進
	人材育成のため の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 国内・海外研修等による人材育成事業 姉妹都市等との交流促進
	戦略的な交流 促進	<ul style="list-style-type: none"> 天草と長崎（主として島原地域）天草と鹿児島（主として出水、長島）との県境連携による地域の活性化を図る具体的連携策を検討する。 海的环境保全をめざしての環有明海・環不知火海地域との交流促進
2. 男女共 同参画社会 への対応	男女共同参画 推進計画の推 進	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市男女共同参画推進計画の活用
3. 地域情 報の充実	通信基盤の整 備	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報の収集・蓄積・加工・発信のシステム整備 公共施設間情報ネットワークの整備 電子自治体の推進と住民の電子申請活用促進
	情報の有効活 用	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報のコーディネート（組み合わせ・調整）機能を持つ組織を民間の協力を得て整備 ボランティアネットワーク等の有効活用 遊休農地や空き家等の貸して・借り手の仲介
4. 情報・ 通信環境の 整備	難視聴地区の 解消	<ul style="list-style-type: none"> 共同アンテナ等の整備支援
	デジタル・ディ バイド対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報格差の解消支援

第2章 生きがいある働き場づくりへの挑戦

第1節 海をテーマとしての産業振興

基幹産業である農林水産業と観光業のタイアップにより、付加価値をつけ地域活性化を推進する。

また、本市の最大の資源である海を活かし、海の環境保全・再生と関連させての新規産業振興や一次産業と関連づけた工業・商業・観光業の振興を図っていく。

有明海・八代海の双方に面する本地域の特性を發揮して、熊本都市圏や福岡都市圏等をはじめ全国の都市部との交流による観光業は、今後、本市の諸産業を牽引するものとして期待され、その振興を進める。

とくに、本市の経済振興は、新規企業の進出だけでなく地場産業の振興が大切である。地域内の事業者が、都市や地域内での情報交換を行いながら地域力をアップさせていく。併せて、関東、関西天草郷友会をはじめとする都市との交流を促進し、新規企業の誘致活動を押し進めていく。

1-1-1 農業の振興

農業の基本構想の施策方針に基づき担い手の育成、農業経営改善、農用地の利用の集積により今後の農業振興を図っていく。

農道等の基盤整備を進めることにより、生産技術・加工・出荷体制の充実により経営の安定向上を促進し、イノシシ被害対策については、協議会等を立ち上げ捕獲箱、わなの増加や山狩り等を実施することで捕獲数の増加を計り、イノシシの処理施設の建設に向けて取り組む。

また、観光業振興や地元消費推進とあわせた環境・安全に配慮した農産物生産体制を目指す。

1-1-2 林業の振興

森林の有する諸機能を総合的かつ高度に發揮させるための森林整備や水源かん養の機能又は土地に関する災害の防止の機能の維持増進など適切な森林整備を推進する。

また、林道改良等の基盤整備を推進し木材の流通、加工・販売施設の整備等により地場産材の活用促進を図る。

1-1-3 水産業の振興

水産資源の増大、海洋環境・生態系の保全に資するための回復を水産業振興・地域振興の基本と位置づけ水産資源の生息環境となる漁場等の積極的な保全・創造を推進する。

とくに、養殖・栽培漁業の振興と海の汚染防止、環境回復との両立を図る取組みの研究開発を、県の水産研究センター等と連携して進めていく。

1-1-4 一次産業の総合的振興

農林水産物の地元消費による域内循環や、資源の増殖から生産・流通まで一貫した横断的な事業の展開を目指し、観光と連携した販路開拓・ブランド化など総合的振興に取り組む。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	
1・農林水産業の振興	農業の振興	農業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業アクションプランの活用 ・ 農地保全・農道整備、用水確保等 ・ 中山間地域総合整備事業
		担い手の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境・安全に配慮した農産物の生産 ・ 新規就農者・Ｉターン等の担い手の育成 ・ 女性の経営参画の支援 ・ 営農支援体制の強化 ・ 畜産振興事業（天草黒牛ブランド確立等） ・ 中山間地域等直接支払い交付金
		農地流動化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の集積を通じて、農用地の有効利用と農地保有の合理化を促進
		農産物被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ等の被害対策事業 ・ 処理施設の整備
	林業の振興	林業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道整備事業 ・ 治山事業（保安林の維持）
		経営強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造林事業 ・ 森林整備地域活動支援交付金制度の運用
	水産業の振興	海の再生と連動した振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹炭等による海の環境再生活動 ・ 養殖場からの廃棄物抑制（水産研究センターとの連携等）
		水産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸漁場整備 ・ 漁港整備
		担い手の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業担い手の育成 ・ 稚魚放流事業
	一次産業の総合的振興	付加価値の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産品、海産品の地元生産、地元消費推進 ・ 農林水産特産品、加工品の開発支援 ・ 物産館と連携した販路開拓、商品のブランド化研究 ・ 観光業との連携推進
		観光客（地域外人材）の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海、山の資源を結びつけた滞在型・体験型観光の推進
		海岸整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境に配慮した農地海岸・漁港海岸の整備

1 - 2 工業の振興

地場産業の振興に力を注ぐため、都市との交流を行なうなど社会情勢に合った情報収集につとめ、事業者（新規起業家を含む）の育成、支援を積極的に行う。また、地元出身者をはじめとする都市で活躍される方々との交流（情報交換など）を促進し、併せて、環境再生型産業等の新規企業の誘致を推進していく。

1 - 3 商業の振興

基本的な取組みとして、商業地の安全性・快適性・利便性向上等の環境整備と、商業の活性化を進める。

とくに、地域密着型の「安全安心な農林水産物の提供」と「顔のみえる商業」が食品の安全性を求める社会状況や高齢社会のなかで必要とされており、よりきめ細やかなサービスの向上を図る。

1 - 4 観光・レクリエーションの振興

地域の歴史・風土に基づいた物語性や、地域住民との交流を背景とする特色のある観光、さらに、海や山を活かした観光（環境再生の取組みも含めて）魅力の充実など、観光産業に係わる市民だけでなく農林水産業や健康・保養に関連づけて家族滞在型観光を目指すため、市域内観光情報の収集と発信、観光案内所や観光案内板を充実し、きめ細かく「もてなしの仕組み」を整えていく。

また、韓国や、中国等のアジア諸国からの観光客誘致を図るため、さまざまな企画を立てていく。

1 - 5 地域振興拠点の整備

水産業・農林業、健康・保養関連産業等と関連づけた複合的な地域振興拠点を設定し、ソフト・ハードの充実を図り、地域振興への波及効果を高めていく。

1 - 6 就業支援体制の充実

各産業の振興を目指し、後継者・担い手育成を支援していく。

また、地域内情報の収集をもとに、新規就業者、Uターン者への就業支援・住宅斡旋等を含めた受け入れ体制づくりを進める。

1 - 7 産業関連団体の支援

各種団体の合併・体質強化・担い手育成事業などを支援していく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
2. 工業の振興	新地場産業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業所の育成・支援 新規起業家の育成・支援 都市（天草ビジネス交流会など）との交流促進 上天草市工業会の活動促進
	企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関東、関西天草郷友会と連携 自然環境を生かした研究、開発企業の誘致 都市企業との交流（情報交換）促進
3. 商業の振興	商業地の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩道、ベンチ、植栽等整備
	商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 商工会活動支援 地元消費に向けた調査、研究
	消費者保護	<ul style="list-style-type: none"> 苦情相談体制の充実
	海運業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 担い手不足による船員の確保活動の推進 リサイクル関連産業等と関連づけた振興
4. 観光・レクリエーションの振興	観光施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 海外からの観光客誘致に向けた看板等の基盤整備 自然景観や文化財などの観光資源の環境整備 新たな滞在型娯楽施設を低予算で実現
	もてなしの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地元ボランティアガイド、指導者の育成 市域内観光情報の収集・発信（観光案内所設置） 観光案内板の充実・サイン等の景観誘導 花のもてなし事業（市民の協力による全市花いっぱい運動の推進） ビジターセンターの機能充実 海外からの観光客や修学旅行の誘致
	家族滞在型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ブルーツーリズムやグリーンツーリズムの受け入れ態勢の整備（モデル地区での試行事業） 樋合マリンプロジェクトの推進 観光資源のつながりづくり（再点検事業） 広域観光ルートづくり
	祭り・イベント	<ul style="list-style-type: none"> 広域から集客するイベントの拡充
5. 地域振興拠点の整備	ソフト・ハードの一体的整備	<ul style="list-style-type: none"> 宮津、樋合、文化の里、白嶽、龍ヶ岳等でのソフト・ハードの総合事業
6. 就業支援体制の充実	起業家支援	<ul style="list-style-type: none"> 起業家支援、育成（相談・助成）
	総合的支援	<ul style="list-style-type: none"> 市域内求人・求職情報の収集・発信 新規就業者・Uターン者への就業・住宅斡旋等の受け入れ体制整備（関西・関東等への情報伝達） 求人案内コーナーの活用 広域的なインターンシップの受け入れ強化
7. 産業関連団体の支援	総合的支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体の合併や担い手育成事業の支援 上天草市誘致企業連絡協議会への支援 上天草市工業会への支援

第3章 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦

第1節 都市基盤の整備

都市計画法制度など各種制度・事業を適切に活用し、市民生活・産業活動を支える土地利用・交通体系、供給処理施設等の都市基盤整備をユニバーサルデザインの観点で進める。

1-1 適切な土地利用の推進

市域を有効かつ高度に利用していくために、各種土地利用制度によって乱開発の防止や土地の有効活用を進める。

とくに、都市計画区域・用途地域の指定を行い、都市計画事業を検討していく。

1-2 道路・橋梁の整備

市域内の円滑な交通流動を促すために、『域内30分構想（市域各所から中心部まで30分で移動可能とすること）』に基づき、道路整備を進める。

また、広域交通網の充実のため、熊本天草幹線道路、国道266号等の整備促進、さらに八代・天草架橋構想の実現を国、県に要望していく。

とくに交通事故の減少を目標に、交通安全施設の設置を進める。通学路の標示を明確にすることで、通学路の安全を確保し、生活道路での歩行者の安全確保に取り組む。

1-3 河川・海岸等の整備

島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な水環境の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川・海岸等の整備を進めていく。

1-4 公共交通機関の整備

既存バス路線の見直しを基本に、市域の主要各種公共施設や学校・病院及び福祉施設などを接続するバス路線網を構築する。なお、人口が極端に少ない地域にはデマンドバスや乗合タクシーの導入を検討する。また、航路廃止が目立つなか、既存定期航路確保の方向性を検討するとともに、公共交通利用者の快適性向上のため、バス停の整備を進める。

1-5 港湾の整備

海でつながる本市の交通の拠点であり、また地域の顔となっている各港湾の安全性、利便性、快適性向上を進めていく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 適切な土地利用の推進	各種制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度の検討 農業振興地域の整備に関する法律・自然公園法等の適正運用
	地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査事業
	土地利用動向の管理	<ul style="list-style-type: none"> 遊休地の有効活用や乱開発防止等土地利用の監視 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出進達
2. 道路・橋梁の整備	市域内主要幹線整備	<ul style="list-style-type: none"> 市道認定と整備事業（域内30分構想の推進）
	国道・県道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 国道266号他、国道・県道整備の早期実現
	広域幹線の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熊本天草幹線道路（地域高規格道路）建設促進 八代・天草架橋構想の実現促進
	交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 通学路等への安全施設設置 通学路の標示 歩道整備、街灯の設置 ガードレール等の諸整備
3. 河川、海岸等の整備	防災・環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全事業 河川改修事業 河川総合開発事業等
4. 公共交通機関の整備	既存路線・航路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通会議によるバス路線再編の検討及び整備 デマンドバスや乗合タクシーの検討 定期航路の確保
	利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> バス停整備事業
5. 港湾の整備	地方港湾整備	<ul style="list-style-type: none"> 県事業の推進要請
	その他港湾の整備	<ul style="list-style-type: none"> 改修事業、背後地整備事業等

1 - 6 上水道の整備

上天草・宇城水道企業団による水道用水供給事業に併せ、市内の関連する水道施設の整備を進め、安定した水道用水の確保に取り組む。

また、簡易水道は上水道に経営統合されたが、管網の統合がなされていないため、管網を統合し一元的な管理運営を進め、効率的な供給体制を確立する。

また、老朽化した施設の改修に順次取り組み、安定的な給水を図り、有収率の向上を目指す。

1 - 7 生活排水処理施設の整備

生活の快適性向上とともに、河川・海の汚染防止の観点から、下水・し尿処理を推進していく。

それにあたっては、本市の地形や産業構造などの特性に合わせた処理方式を採用することとし、より効率的、経済的な処理を行う。さらに、個人の小型合併処理浄化槽設置への助成等を適宜組み合わせ進めていく。

し尿の適正処理のため、処理施設の機能を維持管理していく。

1 - 8 公園・緑地の整備

市民生活の潤いのため、また観光地としてふさわしい都市環境形成のため、災害時の避難場所ともなる基幹公園や親水公園や地区公園、ポケットパーク等の整備を進める。

とくに、子育て環境の充実や高齢者と子供との交流など集会施設等との関連を重視した設置・運用を図る。

また、市民の協力を得て花いっぱい運動を進め、全市公園化を目指していく。

一方で、今あるさまざまな形の公園を改めて見直し、もっと利用しやすい形態への転換を図っていく。

さらには、最も身近で、施設としても充実している学校施設（校舎・校庭・遊具）の開放も有力な公園づくりの手法としての施策も研究していく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
6 . 上水道の 整備	安定した水供給体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全域を管理するための集中管理システムの導入 ・ 水道管網の統合による市内一元管理と市内一円の安定供給の推進 ・ 浄水・配水施設を整備し、安定供給を図る
	給水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した送・配水管の布設替えによる有収率の向上の推進 ・ 水道使用料の適正化（料金の統一等）の検討 ・ 未普及地区の解消
7 . 生活排水 処理施設 の整備	環境に配慮した処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地・集落状況に即した生活排水処理事業および広報啓発
	処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む） ・ 農業集落排水事業 ・ 漁業集落環境整備事業 ・ 地域し尿処理施設設置事業 ・ 特定地域生活環境排水処理事業 ・ 小型合併処理浄化槽設置助成事業
	し尿の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上天草衛生施設組合による適正処理の推進 ・ 小型合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進
8 . 公園・緑地 の整備	整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水公園、地区公園、ポケットパーク等公園整備事業 ・ 学校施設の開放を手法とする公園化への研究
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活に密接な清掃ボランティア等の育成 ・ 花いっぱい運動による全市公園化の推進 ・ 現存する公園施設（遊具など）の再配置や補修

第2節 身近な単位での生活環境の整備

防災・防犯をはじめ、住宅・住環境整備、供給処理の充実など生活環境の整備に取り組んでいく。

2 - 1 消防・防災体制の充実

昭和47年7月災害を貴重な教訓として危険箇所における防災対策の推進、常備・非常備消防の充実を図るとともに、地区での自主防災を進めるための意識啓発や組織の再編・充実・育成、活動支援に取り組む。

さらには、広域消防の本署機能の確保と施設（車両配置含む）の充実を図っていく。

また、防災行政無線の整備などを進める。

2 - 2 安全・安心なまちづくりの推進

防犯灯の設置など必要な整備を行うとともに、地域全体で犯罪発生を未然に防止するための防犯意識の徹底（住民の顔の見える地域社会づくり）

2 - 3 住宅・住環境の充実

住宅マスタープランによる、市営住宅供給、民間住宅供給支援など、地域の実情にあわせた住宅施策を進める。

都市計画制度の導入による土地区画整理事業・宅地造成・分譲事業の検討や、遊休農地の活用等によって、良好な宅地の供給を進める。

あわせて、若者定住やUターン受け入れ等を目的とした公営住宅等の供給を地域配置を考慮して進める。

また、市営住宅の建替えの検討及び公営住宅ストック総合活用計画による既設市営住宅の改修等を行い適切に維持する。

2 - 4 ごみ処理体制の確立及び施設整備

住民の理解と協力を得て、ごみの減量化、さらにはごみの分別による資源ごみリサイクルの推進を図り、循環型システムの確立に取り組んでいく。

また、ごみ処理体系（施設等）については、広域連合での整備を進める。

2 - 5 地域・生活関連施設の整備

市民生活に最も密接な生活道路の整備を地区まちづくりと連動して進める。

斎場の施設維持管理及び整備を進める。生活に密接な基幹排水路の整備に順次取り組む。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1． 消防・防災 体制の充実	常備消防の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 天草広域連合としての事業推進 本署機能の確保及び施設（車両）の充実
	非常備消防の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 組織の再編による支援体制の強化 団員の確保と技術の向上 消防団拠点施設等の整備及び装備の充実
	危険箇所の 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画の整備 避難路の確保 急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水
	防災組織及び 施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線施設整備 地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 幼少年婦人防火クラブの育成
2． 安全・安心 なまちづく りの推進	防犯施設の 整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯設置事業の推進 公共空間における犯罪発生防止のための環境整備
	防犯意識の 高揚	<ul style="list-style-type: none"> 子ども110番の家の拡充 地区防犯協会活動の強化 地域ボランティアの育成
	交通安全意識 の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全キャンペーン等
	暴力団の排除	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事からの暴力団排除（不良不適格業者の排除） 公共施設からの暴力団排除
3． 住宅・住環 境の充実	住宅等の 供給・改善	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の建替えの検討及びストック総合改善事業の実施
	民間支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け優良賃貸住宅等の支援 高齢化対応住宅改造支援
	市民による自 主的整備の支 援	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりの中での住環境整備活動（地区ウォッチング等） 花づくり、生け垣等の設置支援
	住環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 天草保健所と連携して野犬対策事業 権限委譲に伴い墓地申請の適正化事業
4． ごみ処理体 制の確立及 び施設整備	ごみの適正処 理	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合による処理推進 ごみの不法投棄防止
	ごみの減量化 リサイクルの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別及び減量化の推進 資源ごみリサイクル事業 生ごみ堆肥化事業の推進 マイバッグ利用の推進
5． 地域・生活 関連施設の 整備	生活道路の整 備	<ul style="list-style-type: none"> 離合場所や街灯の整備
	火葬場運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理及び整備
	排水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 基幹排水路環境整備事業

第3節 海の再生と自然環境の保全

有明海・八代海の海洋汚染防止、自然環境の回復を目標に、関係地域とも連携しながら、地球温暖化防止にも配慮し、市域全体での環境保全に向けた取組みを進めていく。

とくに、家庭・事業所をはじめ『“みず”から始める環境保全構想』にもとづき地区単位での取組みを支援し、あわせて『海洋保全・研究構想』の一環として広域とも連携した取組みを進める。

3 - 1 身の回りの環境保全

海の再生は本市の主要課題であるため、環境基本計画を策定し、家庭・事業所・地区等を単位として、地域一体となった取組みを推進していく。

とくに公共下水道や農業・漁業集落排水施設、小型合併処理浄化槽の設置等を進めていく。

また、小学校等での環境保全活動を基にしたモデル地区を指定し、推進方策の確立を目指すとともに、環境保全に取り組む民間活動の支援を進める。

さらに、EM（有用微生物群）を利用した環境浄化や廃油石鹸利用による環境にやさしい生活を推進していく。

一方で、国による有明海及び八代海再生特別措置法の事業、あるいは八代海北部沿岸地域創造会議などの環有明海・環不知火海を取り巻く広域的な取組みへも、さまざまな形で参画していく。

近年問題となっている観光つり客のマナーアップ作戦も、海を護る大きな要因である。

3 - 2 水辺の環境保全

多様な生態系を確保するという観点から河川・海岸の保全対策に取り組む。既存護岸の改修についても、多自然型工法の採用により自然環境の回復に努める

3 - 3 森林の維持活用

生態系に配慮しながら松くい虫の防除に取り組むほか、海の再生とも密接な森林の公益的機能を維持するため、必要な除間伐等を進める。

3 - 4 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、上天草市地球温暖化対策実行計画に基づき、家庭・事業者等と連携して温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するとともに、市の事務・事業における温室効果ガス排出抑制等の管理基準を定めて公共施設から排出抑制に取り組む。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 身の周りの環境保全	海の環境再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民みずからの環境保全意識の高揚 ・ EM(有用微生物群)や廃油石鹸での環境にやさしい生活の啓発 ・ 家庭・事業所排水処理の徹底 (公共下水道・小型合併処理浄化層の設置促進等)
	地域一体となった取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画策定とそれに基づく事業の推進 ・ 地区指定によるモデル事業の推進 ・ 各地区での責任ある環境保全活動の支援 ・ 環境保全に係わるグループ・団体の活動支援 ・ 観光つり客のマナーアップ作戦
	広域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環有明海・環不知火海地域と連携した海の浄化に関する取組み ・ 有明海及び八代海再生特別措置法に則った事業への参画
2. 水辺の環境保全	河川・海岸の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・海岸の保全対策 ・ 多自然型工法の採用
3. 森林の維持活用	公益的機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除間伐事業等の推進 ・ 保安林の維持(治山事業) ・ 松くい虫防除事業
	森林活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然歩道設置等による森林浴の推進
4. 地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画策定後、地球温暖化対策地域協議会の設置 ・ マイ箸、マイボトル、マイバッグ(レジ袋削減)利用の推進 ・ ノーマイカーデー、アイドリングストップ、エコドライブの推進

第4節 行財政の新しい仕組みづくり

行財政の一層の効率化を進める。

また、行政と市民との連携をより密にするとともに、市民と行政との適切な役割分担と協働のまちづくりのため、13地区を目安とした支所機能・地区まちづくり拠点整備を行っていく。

4 - 1 住民参加活動の推進

公共の場所の散乱ゴミ対策として、市民の方々や事業所の方たちによる清掃ボランティア活動を進める。方策として、アダプトプログラムを取り入れる。

公民館活動との連携のなかで『13地区のまちづくり』を支援していく。

4 - 2 広報・広聴活動と情報公開の推進

行政と市民との情報共有をなお一層推進するため広報誌やホームページの充実を図る。特にホームページについては情報提供の幅広さと早さが魅力であることを踏まえ市政が有する情報を幅広く速やかに伝える。

なお、情報公開については、各種情報を積極的かつ敏速に公開する。

さらに、議会でどのようなことが審議されているのかを中継放送するためのシステム開発など、必要な取組を進める。

4 - 3 行政運営の効率化

電算システムや高度情報通信機器の活用による行政サービスの効率化を進める。

また、定員適正化計画に基づく職員削減を進めると同時に体系的な職員研修体制の構築や人材育成のための人事評価制度の導入により職員の資質向上を図る一方、行政（事務事業）評価の充実を図り、施策の実施状況や達成度を客観的に検証、公表しながら、行政運営の効率化に努める。

なお、事務事業の中で、民間委託が効率的な事業の精査や民間活用型の公共事業であるPFI方式の導入も検討すると同時に、なお一層の行政改革への取り組みを深め、行財政運営のより一層の効率化を目指す。

4 - 4 財政運営の効率化

三位一体の改革などにより、合併後の社会情勢は大きく変化し、厳しい財政運営を強いられているが、行政と市民の役割分担を明確にするなどにより行政サービスの再構築を図るとともに、事業実施においてはリバイバルプラン（財政健全化計画）に基づく「選択と集中」を進め、財政運営の効率化を一層進展させる。

併せて、不要な土地、資産の処分を推進し、財政運営への有効活用を図る。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 住民参加活動の推進	地区まちづくり推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館を利用した交流場所づくり 公民館活動、地区まちづくり活動のネットワーク事業 公共施設アダプト・プログラム(里親制度)により市民による清掃活動の推進
	市民参加システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の制定
2. 広報・広聴活動と情報公開の推進	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開に向けてのシステム整備 議会中継放送に向けてのシステムの検討
	広報紙の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民情報員等の市民編集推進
	情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> インターネット放送局設置の検討
3. 行政運営の効率化	行政サービス機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 本庁、支所、出張所等の施設整備 体系的な職員研修体制の構築 行政情報システムの構築 (GIS〔地理情報システム〕等) エルタックス(eLTAX)の活用 イータックス(e-TAX)の推進 窓口サービスの充実 新たな人事評価制度の導入 行政改革の推進
	事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託やPFI事業(民間活用方式での公共施設整備)の検討 事務事業の見直しの推進
	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> 天草広域連合事業の推進
4. 財政運営の効率化	事務経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の削減と事務事業の見直し 定員の適正管理と、事務事業の総点検。また、繰上償還による公債負担の適正化
	健全な行財政の運営	<ul style="list-style-type: none"> 決算審査 定期監査 例月出納検査 財政支援団体監査
	自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 税の公平な賦課 新規滞納者の防止、滞納処分の強化
	健全財政の維持	<ul style="list-style-type: none"> 新規公債の抑制 行政と市民の役割分担を明確化し、民間委託を進めて「小さな地方公共団体」の構築 P D C Aサイクルの確立及び効果の早期達成のための重点的予算配分 行政固執型体質から脱却し、民間的発想による経営の効率化 公有財産の台帳整備を図り、不要な土地、資産の処分を推進する

第4章 重点プロジェクト

基本施策とともに上天草市の今後の重点プロジェクトを示し、その実現に向かって各部・各課が連携して取り組んでいく。

第1節 医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想

(目的)

一人暮らしの高齢者も地域で安心して暮らせるよう支えあい、助け合いの精神で自立を支援し、地域とともに生きるまちづくりを進めていく。特に、緊急通報システム事業を推進し、安心して暮らせる住まいの充実を図り、併せて医療環境の充実を図る。

(内容)

現在、上天草市には約1,400人の一人暮らしの高齢者が居住しており、今後もますます増えてくることが予想される。こうした高齢者の方々も安全快適に地元で暮らしていけるように、地区組織が核となり、支えあいのしくみづくりとその充実を図る。また、緊急通報システム事業の充実を図り、災害弱者といわれる一人暮らしの高齢者の人達が安心して生活できるサービスを実現する。

あわせて、医療環境の充実を進める。上天草総合病院の機能拡充等を進めるとともに、地区拠点とのネットワーク化、病院までの移動手段などの向上（乗合タクシー等で病院へ向かう）を図る。

(効果)

今後、高齢者世帯が増えてくるなかで、その方たちが地元で安心して暮らし続けることができる。また、民間住宅の質の向上にも寄与する。（建て替え時にバリアフリーとするなど。）

さらに、医療環境の充実を図り、一人暮らしの高齢者と小学校児童との交流や、自身の生き甲斐としての菜園づくりなど、高齢者が心身ともに健康に暮らせる環境を整備する。

(主管)

健康福祉部（福祉課・保健課・高齢者ふれあい課）

上天草総合病院

建設部（建設課・都市整備課）

経済振興部（商工観光課）

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

第2節 高校生地元通学倍増構想

（目的）

親元から地元高校へ通えるような環境を充実させることにより、教育費負担の軽減、若者定住の促進、将来における地域の担い手の育成を図る。

また、地元進学にも多様な可能性を感じられる環境を整え、高校生の地元定着率を高める。

（内容）

市内の大矢野高校、松島商業高校について、地元の子どもたちが行きたいと思う活気あふれる学校となるように、地域のニーズを反映した様々な新コースの設置や高校に隣接した寮（寄宿舎）の整備等を含め、魅力ある高校づくりを県に要望していく。

また、市として各種助成制度の充実や研修派遣制度の創設、高校の新コースと関連した専門学校や大学の学部誘致などの支援施策を推進していく。

あわせて、通学の手段および安全の確保として、スクールバス運行の充実や通学路の整備などの施策に取り組んでいく。

（効果）

教育費保護者負担が軽減できる。現在、熊本市内などに居住して高校に通っている生徒約670人（3学年合計）の半数約300人を地元に残れるようにする。仮に市外に居住している生徒一人当たりにつき年間100万円の教育費保護者負担があるとした場合、約3億円が軽減できる。

また、地元定着率が高まることで、活気生まれ、将来において本市を支えていくための人材育成、人間関係の構築ができる。さらに、海運業や農漁業等の後継者が生まれる環境が整う。

（主管）

教育部（学務課・社会教育課）

建設部（建設課・都市整備課）

経済振興部（農林水産課・商工観光課）

健康福祉部（保健課・高齢者ふれあい課・福祉課）

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

第3節 Uターン者受け入れ構想

(目的)

団塊の世代や退職者の UIJ ターン希望者を積極的に受け入れる体制を強化し、過疎化に歯止めをかけ、地域の活性化を図る。

(内容)

UIJ ターン者の受け入れ体制を整え、積極的に希望者を受け入れていく。まずは上天草市を觀察するきっかけづくりとして、ショートステイ・ミドルステイで交流人口を増やし、今後の移住候補地としてもらう。住宅支援として、空き家等の有効的な活用や、不動産業者と協力することにより受け入れ体制の整備を図る。就労支援としては、移住・交流希望者の就労ニーズの把握と、そのニーズ別に対応していく体制づくりを充実させる。

さらに、上天草市セカンドライフ支援ネットワークの発足により就職情報・住宅情報を集約した総合窓口を設置し、UIJ ターン希望者への確かな情報を提供していく。10年間で500人規模の受け入れを目標とする。

(効果)

UIJ ターン者が増加することによって、人口減少の抑制、都市部での豊富な知識や経験を活かした地域の活性化、住民税等の収入増加、消費支出による経済効果等を図る。

また、農業就業希望者には遊休農地の貸し出しを行うことで、一次産業の振興とともに土地の有効利用につなげていく。

(主管)

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

経済振興部（農林水産課・商工観光課）

第4節 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想

（目的）

質の高いサービスと観光ルート、拠点施設の整備により、観光客の満足度を高め、入り込み客の増加を図っていく。あわせて、本市の魅力を活かしたもてなしを実現していくため、農業、漁業の振興を行っていく。

（内容）

ブルーツーリズム、グリーンツーリズム、域内観光ルート整備、接客サービスの向上、観光ボランティア組織などの活用を図り、多くのリピーター（繰り返し訪れる観光客）を確保する。ブルーツーリズム、グリーンツーリズムでは、異業種による意見交換会を開催し、さまざまな体験メニューを検討し、これを基に体験プログラムを作成する。

また、受け入れ体制整備のため、農業基盤、漁業基盤の充実を図るとともに、担い手の育成を行い、グリーンツーリズムなどのインストラクターとしても活躍を期待する。

（効果）

平成19年度年間入り込み客約118万人の20%、約20万人を増やし138万人とする。これにより、約10億円の観光消費が期待できる。

* 20万人増のうち、宿泊客を4万人、日帰り客を16万人と設定。

$4万人 \times 14,000円（宿泊客平均消費額） + 16万人 \times 3,100円（日帰り客平均消費額） = 10億5千万円$

観光入り込み客の増大により、雇用を増進させ、さらに観光を中心に第一次産業の振興を図ることができる。

（主管）

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

経済振興部（農林水産課・商工観光課）

第5節 産業開発創造構想

(目的)

最大の地域資源である海を活かした産業開発、地場産業の振興、観光開発に取り組み、若者の働く場を創設していく。

(内容)

最大の地域資源である海を活かした産業開発や、地場産業の振興を図るため、特産品の開発支援や既存産業の振興、地域資源研究の場づくりを進めていく。

特産品の開発支援では、特産品のブランド化を目指して企画開発を行い、販路の開拓や拡大に努めていく。

既存産業の振興としては、起業家支援体制の整備、特産品のブランド化などに取り組んでいく。

地域資源研究の場では、地域資源の発掘・研究を行い、既存産業のつながりを生み出すような新たな地域資源活用型の産業を育成していく。ここは、子どもから大人までが地域資源を活かした仕事や環境のことなどを体験学習、研修・研究できる場としても位置づける。

(効果)

持続的な産業構造の形成を図り、若者定住が進む。地場産業の振興により、農林漁業、観光業、商業などの収入の増加が図れる。

(主管)

経済振興部（農林水産課・商工観光課）

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

第6節 地場の特性を活かした企業誘致構想

(目的)

地域経済発展の一つの柱として、上天草市の魅力・特性を活かした新たな企業誘致を推進する。

(内容)

国、県、大学、企業、郷友会との連携による企業誘致。

環境保全・循環型産業の振興という本市の産業振興ビジョンに基づいた企業誘致活動を行う。有明海と八代海の結節点に位置する本市の立地上の利点と豊かな自然環境等の魅力を活かした産業としては、研究開発型産業やリサイクル関連産業、IT開発産業、観光滞在型産業、外食産業のプライベートブランド食品加工業などの新たな企業の誘致を図りながら、地場企業の特性にマッチングした製造業等の企業誘致を図るとともに、立地の際の優遇策の策定を進める。

また、企業だけではなく、各種産業への波及効果が期待できるような人材の誘致も並行して進める。

以上のことを推進するために下記施策を展開する。

1. 都市企業との交流

- ・関東、関西天草郷友会との連携による誘致課活動先のリスト化
- ・東京天草ビジネス交流会での情報交換によるビジネスマッチングの展開
- ・県企業立地課が主宰する都市圏での各種セミナーへ参加し企業へアプローチ

2. 地場製造業等の育成と組織化支援による地域特性の体系化

- ・上天草市工業会の育成と連携による、異業種マッチングと同業種連帯によるビジネスモデル化の支援
- ・地場産業の特性とシーズを分析し資料化し誘致活動の資料化
- ・地域資源を活かした起業支援と提携支援
- ・上天草地域産業・雇用創出協議会事業展開による、企業の新規事業参入支援

(効果)

地場産業との連携並びに雇用創出による、更なる市総生産額の向上と個人所得の向上を図り市民の豊かさ実現する。

(主管)

市民生活部（環境衛生課）

建設部（建設課・都市整備課）

経済振興部（企業誘致課・商工観光課）

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

第7節 “みず”から始める環境保全構想

（目的）

上天草市において安定した水の供給、安全な排水対策を進めて行く。それらの日常的な管理として、各地区単位で足元からの確かな環境保全を進めて行く。

（内容）

現在、13地区まちづくり事業で、EMによる環境浄化や、環境保全のために竹炭づくりに取り組み、各地区の婦人会や商工会などの活動など、各地区で様々に取り組みが行われている。

これら個々の取り組みの情報を市全体共有することで、各地区の取り組みに反映させ、大きな取り組みへと広げていく。

具体的な取り組みとして、地区単位で環境美化活動、清掃活動、リサイクル活動を推進していく。

あわせて、各地で適正な排水処理の整備を進め、本市の最大の資源である海の環境保全に取り組んでいく。

（効果）

河川、水路等の水環境を改善することにより本市の最大の地域資源であり、かつ産業振興の基礎となる海の環境保全を図ることができる。

（主管）

市民生活部（環境衛生課）

経済振興部（農林水産課）

建設部（都市整備課）

教育部（学務課・社会教育課）

水道局

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

第8節 域内30分圏構想

(目的)

域内のどこからでも中心部まで30分で移動できるように市内の道路網の整備を進める。

(内容)

現在整備が進められている国道266号の早期整備や渋滞部分の解消、市内循環ルートの整備など、観光道路、あるいは生活道路としての道路網の充実を図る。

これら基盤の整備と合わせて、上天草総合病院への通院や市内高校への通学などの利用ニーズに即した公共交通機関の充実を図る。

(効果)

生活圏内の移動が容易になることにより住民の利便性が向上し、各種活動が活性化する。道路網の整備のもと、バスなどの公共交通機関の充実が期待できる。また、道路網が整備されることで、観光客の交通アクセスの向上、産業の振興（農作物などの地元消費など特に域内循環の促進）、の基礎が整う。

(主管)

建設部（建設課）

総務企画部（企画政策課）

第9節 八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想

(目的)

上天草市と周辺市町村との広域的な連携をより強化するために、八代・天草架橋の早期実現を働きかけ、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）の建設を促進する。

(内容)

八代側においては、新幹線の開業や高速道路網の整備が進んでおり、八代・天草架橋の整備により八代海の巡回ルートが完成し、住民生活の利便性の向上、産業振興、若者定住の促進など、様々な展開が可能となる。

現在、一般国道の夏季の渋滞は住民生活にも支障をきたしており、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）の整備促進が望まれるため、早期実現を働きかけていくとともに、天草五橋架橋時の一人一円運動などのような地域での気運の盛り上げを図っていく。

また、八代、天草でそれぞれ民間協力期成会が結成され、架橋について活発な啓発活動や地域説明会がなされているほか、平成19年12月に県議会議員連盟が結成、平成20年10月には八代市議会・上天草市議会議員連盟が結成され、早期実現に向けた運動が期待される。

熊本天草幹線道路に関しては、新天門橋を含む三角～大矢野間の完成を急ぎ、次の区間へと取組みを図っていく。

さらに、隣接市町間の連絡道路を整備することで、天草空港等が立地する旧本渡市周辺との連絡を図る。

(効果)

広域的な交通アクセスが向上することで、住民の日常生活圏が広域化し、利便性が向上する。また、産業振興の観点からも広域的な流通が促進され、さらに観光面では、より広域からの集客が得られることで、観光入り込み客の増加が期待できる。

八代・天草架橋の整備により、本市は八代市の通勤圏として位置づけることが可能になる。環境の良さを活かした住宅地として、Uターン者を含む若者定住の促進が期待される。

(主管)

建設部（建設課）

経済振興部（商工観光課）

総務企画部（企画政策課）

第10節 海洋保全・研究構想

（目的）

海を基本として生きてきた上天草市なので、海を守ろうという気持ちは共通の願いである。だからこそ、海の異変に強い危機感を抱き、かつ、二つの海に接する本地域が、これからの環境の時代をリードしていく。そこで、海的环境を学び、豊かな海を取り戻す足がかりとする。

（内容）

まずは、既存の研究所との連携からはじめ、海の現状の把握と危機意識の発信から着手する。また、かつて経験した水俣病の教訓を基に、海の汚染がもたらす災いについての認識を改めて参考にすることも必要である。

さらに、必ずしも個人的な努力の積み重ねだけでは改善されない問題であるため、環有明海・環八代海・球磨川流域の人々に問題の共有と、解決に向けて共に力を合わせる姿勢を求め、環境づくりの拠点として広域的に展開していく。

（効果）

永く海とともに生活してきた人々にしか感じ取れない海の危機を、より客観的・科学的かつ広域的な位置づけの基に調査し、研究・解明する。その成果を発信し、海を護るためのキャンペーンを通じて、本市のすべての住民が共有できる問題意識を育て、共通の目的とする。また、その過程において、市の連帯感が醸成される。

（主管）

経済振興部（農林水産課・商工観光課）

教育部（学務課・社会教育課）

総務企画部（企画政策課・情報推進室）

第5章の1 13地区でのまちづくり (平成17年度～21年度)

第1節 概要

社会的な地域運営の流れは、行政主導のまちづくりから、住民参加型のまちづくりへ、さらに住民主体のまちづくりへと変化している。

上天草市には旧町村単位の13地区がある。その13地区での住民自ら考え、自ら行動する地域づくりが「13地区のまちづくり」である。

13地区のまちづくりでは、地区住民の意見・意思にもとづく地区運営の新しい体制と仕組みづくりを目指す。

第2節 主旨

13地区がそれぞれの地区を単位とし、他に誇れるような地域づくりを進める「運動」が、この主旨である。

地区内にある歴史、景観、史跡、人物等を地区住民で改めて見つめなおし、掘り起こし、それらを素材として創意と工夫による特色ある街並景観、産品や人、イベントづくり等を行うなど、住民の自発的で主体的なまちづくりから地区の自立と活性化を促していく。

その取組みに対して、上天草市が積極的に支援していく。

第3節 組織・推進体制

地区の推進体制

- (ア) 各地区公民館を母体組織とした「まちづくり委員会」を組織する。
- (イ) 委員会の構成は、男女・年齢層・職業等に配慮し、幅広く地区住民の意見を反映できるような構成とする。
- (ウ) 活動の枠を広げるために、既存団体を横断的につなぎ、地区内人材活用等も視野に入れる。
- (エ) 委員会は、地区の資源や特性を調査・研究し、当面の行動計画となる「まちづくり計画」を作成し、その計画に基づく「まちづくり事業」に取り組む。計画策定および事業実施にあたっては委員会が主体となる。

市の推進体制

- (ア) 委員会の活動に対して、まちづくり担当課(=企画政策課)の職員が各地区を担当し、サポートする。
- (イ) 担当課は、まちづくり・地域づくりの事例紹介や資料提供の支援を行う。
- (ウ) 担当課は、市の関係課との連絡調整を行うとともに、必要に応じて関係課に支援を要請する。
- (エ) 初動時には、地区担当の市職員(各地区2名程度)が委員会に参加する。また、必要に応じて専門家の派遣も検討する。

第4節 地区で取組む事業および活動

地区の特色を活かした地域の誇りとなる「まちづくり計画」を作成し、その計画に基づき「まちづくり事業」に取り組む。「まちづくり事業」の例としては以下のものがある。

街並み景観の保存・整備・創出

特産物の研究・特産品の開発

地域の将来を担う子どもたちを育てるプログラム

地域の活性化につながるイベントづくり

地域活性化の拠点づくり

「花のあるまちづくり」など、地区のシンボルとなる花壇や花畑づくり

第5節 事業の期間および助成金等

(ア) 助成制度の期間は、一期5ヵ年を区切りとする。

(イ) 「まちづくり計画」の作成や「まちづくり事業」の活動費を支援する。

(ウ) 「市が提唱する活動」の実施に必要な活動費は別枠で交付する。

(エ) 「計画づくり」および「市の提唱する活動」に係る活動費は、委員会活動に先立ち交付する。

(オ) 審査会において特に優れた事業と認めたものについては、活動費を別枠で支援する。

第6節 成果の発表と共有

取組みの実施後、その成果を発表する場を設ける。他地区との知恵の共有を図り、次の取組みに反映させ、年次ごとに充実させていく。

(主管)

教育部(社会教育課)

総務企画部(企画政策課)

第5章の2 13地区でのまちづくり (平成22年度～25年度)

第1節 概要

社会的な地域運営の流れは、行政主導のまちづくりから、住民参加型のまちづくりへ、さらに住民主体のまちづくりへと変化している。

上天草市には旧町村単位の13地区がある。その13地区での住民自ら考え、自ら行動する地域づくりが「13地区のまちづくり」である。

前期計画に基づき住民参加型の「13地区まちづくり」事業が実施されたところであるが、より発展的なまちづくりの推進のために、組織体制を構築し積極的に事業展開を行っている地区、若しくは今後、積極的な事業展開が期待できる地区に対し支援体制を充実させる。

第2節 主旨

平成17年度から平成21年度までの5カ年間に於いてまちづくり団体が市からの補助を受け、13地区のまちづくり事業を地区の自立と活性化を促すために取り組んでいるが、これを受けてより発展的な事業展開のために市が側面的支援をしていく。

第3節 組織・推進体制

地区で設置するまちづくり委員会等の活動に対して、まちづくり担当課(企画政策課)の職員が諸調整やアドバイス等を行うものとする。

第4節 地区で取り組む事業及び活動

- (ア) 住民が主体となって実施している地域の特性を生かしたまちづくり事業で、今後、発展的な展開が期待できると認められるもの
- (イ) 地区のシンボルとなる花壇づくりや花畑づくりなど「花のあるまちづくり」事業
- (ウ) 市が設置する事業審査会において特に優れた事業と認められたもの

第5節 事業の期間および助成金等

- (ア) 助成の期間は、一期4カ年を区切りとする。(平成22年度～平成25年度)
- (イ) 各地区へそれぞれ活動費を支援する。

第6節 成果の発表と共有

平成21年度までの取り組み事業についてその成果を発表する場を設け、各地区の事業成果を他地区と共有することで、事業を発展的に継続・展開していくものとする

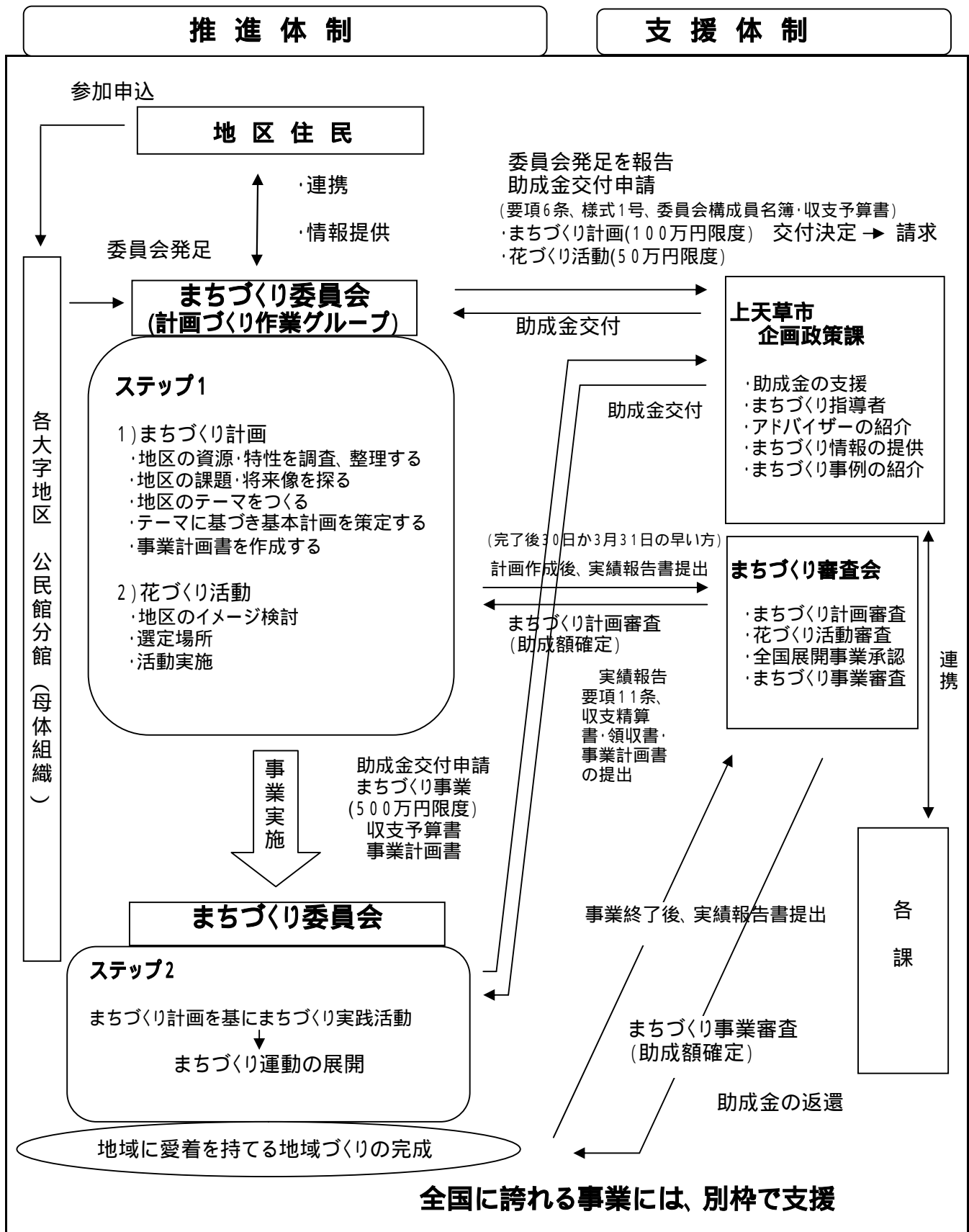
(主管)

教育部(社会教育課)

総務企画部(企画政策課)

「まちづくり運動」スキーム(平成17年度～21年度)

上天草市の旧村13地区が、地域の歴史・文化・自然等の特色を活かし創意工夫を凝らしたまちづくりを自主的・主体的に取り組む「まちづくり運動」を推進するために、以下のようなスキームを設定する。



「まちづくり運動」スキーム(平成22年度～25年度)

平成17年度～平成21年度に取り組んだ「13地区まちづくり事業」を受けて、今後より発展的な事業展開を推進するために以下のようなスキームを設定する。

